

雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案要綱

第一 雇用対策法の一部改正

一 目的

この法律の目的として、国が雇用に関して必要な施策を総合的に講ずるに当たっては、人口構造の変化等の経済社会情勢の変化に対応して行うべきことを明確化すること。（第一条関係）

二 国の施策

国がこの法律の目的を達成するため必要な施策を総合的に講じなければならない事項として、次に掲げるものを規定すること。（第四条第一項関係）

(一) 事業規模の縮小等の際に、失業を予防するとともに、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を促進するために必要な施策を充実すること。

(二) 女性の職業の安定を図るため、妊娠、出産又は育児を理由として休業又は退職した女性の雇用の継続又は円滑な再就職の促進、母子家庭の母及び寡婦の雇用の促進その他の女性の就業を促進するために必要な施策を充実すること。

- (三) 青少年の職業の安定を図るため、職業についての関心と理解を深めるとともに、雇用管理の改善の促進、実践的な職業能力の開発及び向上の促進その他の青少年の雇用を促進するために必要な施策を充実すること。
- (四) 高年齢者の職業の安定を図るため、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の円滑な実施の促進、再就職の促進、多様な就業機会の確保その他の高年齢者がその年齢にかわりなくその意欲及び能力に応じて就業することができるようにするために必要な施策を充実すること。
- (五) 障害者の職業の安定を図るため、雇用の促進、職業リハビリテーションの推進その他の障害者がその職業生活において自立することを促進するために必要な施策を充実すること。
- (六) 不安定な雇用状態の是正を図るため、雇用形態及び就業形態の改善等を促進するために必要な施策を充実すること。
- (七) 高度の専門的な知識又は技術を有する外国人の我が国における就業を促進するとともに、労働に従事することを目的として在留する外国人について、適切な雇用機会の確保が図られるようにするため、雇用管理の改善の促進及び離職した場合の再就職の促進を図るために必要な施策を充実すること。

(八) 地域的な雇用構造の改善を図るため、雇用機会が不足している地域における労働者の雇用を促進するために必要な施策を充実すること。

(九) その他職業の安定、産業の必要とする労働力の確保等に資する雇用管理の改善の促進その他労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするために必要な施策を充実すること。

三 事業主の責務等

(一) 事業主は、青少年の有する能力を正當に評価するための募集及び採用の方法の改善その他の雇用管理の改善並びに実践的な職業能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずることにより、その雇用機会の確保等が図られるように努めなければならないものとする。 (第七条関係)

(二) 事業主は、その雇用する外国人(厚生労働省令で定める者を除く。以下同じ。)が職業に適應することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善に努めるとともに、その雇用する外国人が解雇等により離職する場合において再就職を希望するときは、求人の開拓その他再就職の援助に関し必要な措置を講ずるように努めなければならないものとする。 (第八条関係)

(三) 厚生労働大臣は、(一)及び(二)の事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針を定め、公表

するものとする。 (第九条関係)

(四) 事業主は、労働者がその有する能力を有効に發揮するために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、労働者の募集及び採用について、その年齢にかわりなく均等な機会を与えなければならないものとする。 (第十条関係)

四 雇用対策基本計画に関する規定を削除すること。 (現行第二章関係)

五 外国人雇用状況の届出等

(一) 事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項を確認し、厚生労働大臣に届け出なければならないものとする。 (第二十八条第一項関係)

(二) (一)の届出があつたときは、国は、次に掲げる措置を講ずることにより、当該届出に係る外国人の雇用管理の改善の促進又は再就職の促進に努めるものとする。 (第二十八条第二項関係)

イ 職業安定機関において、事業主に対して、当該外国人の有する在留資格等に応じた適正な雇用管理を行うことについて必要な指導及び助言を行うこと。

ロ 職業安定機関において、事業主に対して、その求めに応じて、当該外国人に対する再就職の援助を行うことについて必要な指導及び助言を行うこと。

ハ 職業安定機関において、当該外国人の有する能力、在留資格等に応じて、当該外国人に対する雇用情報の提供並びに求人の開拓及び職業紹介を行うこと。

ニ 公共職業能力開発施設において必要な職業訓練を行うこと。

(三) 厚生労働大臣は、法務大臣から、外国人の在留に関する事項の確認のための求めがあつたときは、

(一)の届出に係る情報を提供するものとする。 (第二十九条関係)

六 その他

(一) 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、助言、指導又は勧告をすることができるものとする。 (第三十二条関係)

(二) 厚生労働大臣は、五(一)の施行に必要な限度において、報告を命じ、立入検査を行うことができるものとする。 (第三十三条関係)

(三) 罰則に関し所要の改正を行うこと。

(四) その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 地域雇用開発促進法の一部改正

一 目的

雇用機会が不足している地域内に居住する労働者に関し、当該地域の関係者の自主性及び自立性を尊重しつつ、就職の促進その他の地域雇用開発のための措置を講じ、もって当該労働者の職業の安定に資することをこの法律の目的とすること。(第一条関係)

二 定義

(一) 雇用開発促進地域

その地域内に居住する労働者等の総数に対する当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、かつ、求職者の総数に比し著しく雇用機会が不足しているため、求職者がその地域内において就職することが著しく困難な状況にある等の要件に該当する地域をいうものとする。 (第二条)

第二項関係)

(二) 自発雇用創造地域

その地域内に居住する求職者の総数に比し相当程度に雇用機会が不足しているため、求職者が就職することが困難な状況にあること、市町村、都道府県、事業主団体その他の地域の関係者が、その地域の特性を生かして重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野及び当該分野における創意工夫を生かした雇用機会の創出（以下「雇用の創造」という。）の方策について検討するための協議会を設置しており、かつ、当該市町村が雇用の創造に資する措置を自ら講じ、又は講ずることとしていること等の要件に該当する地域をいうものとする。 （第二条第三項関係）

三 地域雇用開発指針

厚生労働大臣は、雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針（以下「地域雇用開発指針」という。）を策定するものとする。 （第四条関係）

四 地域雇用開発計画

- (一) 都道府県は、雇用開発促進地域に該当すると認められるものについて、地域雇用開発計画を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができるものとする。 （第五条第一項関係）
- (二) 地域雇用開発計画においては、雇用開発促進地域の区域、地域雇用開発の目標に関する事項、地域

雇用開発を促進するための方策に関する事項等を定めるものとする。 (第五条第二項関係)

- (三) 厚生労働大臣は、地域雇用開発計画の内容が地域雇用開発指針に適合すると認めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、政令で定める審議会の意見を聴いた上で同意するものとする。 (第五条第四項及び第五項関係)

五 地域雇用創造計画

- (一) 市町村は単独で又は共同して、都道府県は市町村と共同して、自発雇用創造地域に該当すると認められるものについて、地域雇用創造計画を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができるものとする。 (第六条第一項関係)

- (二) 地域雇用創造計画においては、自発雇用創造地域の区域、地域雇用開発の目標に関する事項、当該地域の特性を生かして重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野に関する事項、二(二)の協議会 (以下「地域雇用創造協議会」という。) に関する事項、当該地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項等を定めるものとする。 (第六条第二項関係)

- (三) 市町村長又は都道府県知事は、地域雇用創造計画の案を作成するに当たっては、地域雇用創造協議

会の議を経なければならぬものとする。 (第六条第三項関係)

- (四) 厚生労働大臣は、地域雇用創造計画の内容が地域雇用開発指針に適合すると認めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、政令で定める審議会の意見を聴いた上で同意するものとする。 (第六条第五項及び第六項関係)

六 地域雇用開発のための措置

- (一) 雇用開発促進地域

政府は、四(三)の同意を得た地域雇用開発計画に係る雇用開発促進地域における地域雇用開発を促進するため、当該計画の内容に応じ、当該地域内に事業所を設置又は整備して当該地域内に居住する求職者を雇い入れる事業主、当該雇い入れた者について職業に必要な技能等を習得させるための教育訓練を実施する事業主その他の厚生労働省令で定める事業主に対して、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。 (第七条関係)

七条関係

- (二) 自発雇用創造地域

イ 政府は、五(四)の同意を得た地域雇用創造計画に係る自発雇用創造地域における地域雇用開発を促進するため、地域雇用創造協議会からの提案に係る事業が当該地域内に居住する求職者等に対する求人情報の提供又は就職に必要な知識及び技能を習得させるための講習の実施その他の厚生労働省令で定める事業に該当する場合であつて、厚生労働大臣が当該地域における雇用の創造に資するために適当であると認めるものときは、当該事業を雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として行うものとする。 (第十条第一項関係)

ロ 政府は、厚生労働省令で定めるところにより、イの事業の全部又は一部を地域雇用創造協議会又は当該地域において雇用の創造に資する事業を行う団体に委託することができるものとする。

(第十条第二項関係)

ハ 地域雇用創造協議会を構成する中小企業団体の構成員である中小企業者が、当該中小企業団体をして職業に必要な高度の技能等を有する労働者の募集を行わせようとする場合における職業安定法第三十六条第一項及び第三項の規定の特例を設けるものとする。 (第十二条関係)

ニ 国は、イからハまでの措置と地域の活力の再生を推進するための措置とを総合的かつ効果的に講

ずるよう努めるものとする。 (第十四条関係)

七 その他

- (一) 国は、この法律に定める措置と地域における産業集積の形成及び活性化を促進するための措置等を総合的かつ効果的に講ずるよう努めるものとする。 (第十五条関係)
- (二) 国は都道府県又は市町村に対し、雇用開発促進地域等における地域雇用開発を促進するための措置に関し必要な情報提供、助言等を行うように努めなければならないものとする。 (第十七条関係)
- (三) 罰則に関し所要の改正を行うこと。
- (四) その他所要の規定の整備を行うものとする。

第三 その他

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第一の三及び五については、平成十九年十月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 経過措置

この法律の施行に関し必要となる経過措置を定めること。
(附則第二条から第七条まで関係)

三 関係法律の整備

その他関係法律について、所要の規定の整備を行うこと。
(附則第九条から第十六条まで関係)